

一人親方労災保険のご案内

2021.1.

浜松中央建設業労災組合

大工・左官・板金・電気工事等を行う建設業の一人親方

浜松自動車運送業労災組合

陸運局の認可を受けた個人タクシー・貨物運送等の事業主

浜松商工会議所には労働大臣の認可を受けた「浜松中央建設業労災組合」と「浜松自動車運送業労災組合」があり、この組合には、従業員を使用していない建設業の一人親方や運送業の事業主の方でも「労災保険」に特別加入することができます。

加入資格

浜松商工会議所の会員であり、更に下記の要件を満たしていることが必要となります。

(非会員の方については、労災組合加入時に商工会議所の会員となっていただきます。)

建設業	<input type="checkbox"/> 職種が大工・左官・とび・板金・電気工事他建設に係るもの ※建設業一人親方のうち、職種が溶接（アーク溶接等）・塗装（シンナー等）・ハツリ解体・除染作業・研磨他有害業務のものについては加入時に労働基準監督署指定の病院で健康診断の受診が必要な場合もあります。
	<input type="checkbox"/> 下請工事が100% ※元請工事がある場合は、元請工事用の労働保険番号の設置が必要な場合もあります。
	<input type="checkbox"/> 常態として従業員を使用していない方 ※臨時で従業員を使用する場合は使用する日の合計が年間100日を超えないこと。
運送業	自動車を使用して行う旅客、貨物運送業（個人タクシー、個人貨物運送業など）で、労働者を常態として使用していない方。

加入時に給付基礎日額を3,500円から25,000円の範囲で選択していただくことにより年間の労災保険料と補償額が自動的に決定されます。

給付基礎日額	3,500	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000	25,000
建設業(年間)	22,986	26,280	32,850	39,420	45,990	52,560	59,130	65,700	78,840	91,980	105,120	118,260	131,400	144,540	157,680	164,250
運送業(年間)	15,324	17,520	21,900	26,280	30,660	35,040	39,420	43,800	52,560	61,320	70,080	78,840	87,600	96,360	105,120	109,500

新規加入者については初年度分のみ、加入時に現金にて一括納付していただきます。(年度中途の加入はすべて月割りとなります)

【加入にあたりかかる費用＝①・②・③の合計額】

① 保険料(上記から選択) + ② 事務手数料5,280円(消費税込) + ③ 商工会議所年会費10,000円

※②は10円未満切捨て ③は会社形態により異なる場合があります。

- 加入の翌年度から保険料等は原則として預金口座振替で納付していただきます。年額保険料が2万円以上の場合は希望により3回に分割納付することができます。(振替日…【一括】6/25【3分割】6/25, 9/25, 12/25)
- 保険料は、当所労災組合が加入者本人に対し請求し国に納付するもので、税法上は本人の社会保険料となります。
- 保険の有効期間は一年間(当年4/1～翌年3/31)で毎年更新手続きが必要です。
- 給付基礎日額は、年度更新手続きの際に変更することができます。

《加入手続きの際に必要なもの》

- 印鑑(認印・通帳印) 通帳(口座番号・名義のわかるもの) 現金(保険料+事務手数料+商工会議所年会費)
- 身分証明書(運転免許証、パスポート、個人番号カード等) ※外国籍の方は在留カード必要
- 取引先(親会社)の会社名、住所、電話番号 【運送業の方のみ】車検証

《ご利用できる金融機関》

・静岡銀行 ・浜松磐田信用金庫 ・遠州信用金庫 ・静岡中央銀行 ・清水銀行 ・スルガ銀行

＜加入手続き・お問い合わせは＞

浜松中央建設業労災組合・浜松自動車運送業労災組合

〒432-8501 浜松市中区東伊場2-7-1 (2F 浜松商工会議所事務所内) TEL(053)452-1113・FAX(053)452-6685